農振除外から農地転用手続きの流れ

1. 居宅・倉庫などを建てる場合

設置する場所は農用地区域から 除外されていますか?

農業振興地域整備計画

除外申請

《申請先》農林課

農業委員会の諮問

県知事の同意



農地転用手続き

《申請先》 農業委員会

総会で意見の決定

県知事の許可





2. 農業生産用施設、たい肥舎 などを建てる場合

設置する場所は農用地区域から 除外されていますか?



《申請先》 農業委員会



転用する土地は世帯員 の所有地ですか?



転用する土地の面積は いいえ 200平方に未満ですか?





《申請先》



農業振興地域整備計画 用途区分変更申請

《申請先》農林課

農業委員会へ報告

県知事へ報告

農業委員会

農業総会で 意見の決定







農業委員会



【除外の条件】

すおそれがないことで総合的な利用に支障を及ぼ②農用地区域の農業上の効率的 ③農用地区域内における効率的 土地がないこと 地区域以外に代替すべ

それがないことをれがないことをれがないことの利用集積に支障を及ぼすおかつ安定的な農業経営を営む ④農用地区域内の がないこと の機能に支障を及ぼすおそれ)農用地区域内の土地改良施設

整備事業が行われた場合、完⑤土地改良事業などの土地基盤 た翌年度か ら数えて、 8

人は、

ら除外することもやむを得ない的な検討を加え、農用地区域かる必要があります。そして総合 地区域から除外されます。と判断された場合に限り、 農用

農地転用 ご相談を の

農振除外の手続きは、農振計画見直しの時期に受け付けています。計画の見直しは5年ごとに行っており、今回の見直し後に行っており、今回の見直し後ができなくなります。今後、農ができなくなります。今後、農を総合支所農林担当課へご相談各総合支所農林担当課へご相談 くださ

4 月 14 日 :-| 相談・受け 談・受け付 から5月31日まで けは

り、農! **囲までにご相談くださ** 人は、4月14日困から5月31日り、農振除外の手続きが必要な築や宅地の拡張などの計画がな 日なあ建

今回の見直しで農振除外が認められた場合、その土地を農地以外に利用できるのは、早くても23年4月以降となります。 申し出ができる土地は、その利用計画が具体的で、先に挙げた条件を満たしている必要があります。 であらかじめご了承くださ外ができないことがありま

計画がある人は

長用地区域は、原則として農業以外の目的で利用することは 業用施設や農家住宅の建築、宅 業用施設や農家住宅の建築、宅 業の進入路となる私道の拡 したできません。農用地区域内で農 業の地やその進入路となる私道の拡 年を経過していること

整備事業の導しっコート

|農振除外の条件は

の税制上の優遇措置などが適用 直接支払制度、農地の売買の際 整備事業の導入や中山間地域等

され

しその一方で、

農業以外

は、 ではにある農地の場合は、その申請の前に農用地区域から除めする手続きが必要です。 この「農業振興也です。 でいます。と呼んを一般的に「農振除外」と呼んを一般的に「農振除外」のこととでいます。

市は、平成22年度に奥州農業振興地域整備計画の見直しを行います。

農用

地区域ってなに

ます。農地 きは、農業委員会へ農地に、農地を農地以外に利用すいの利用は制限されてい の利

試計画を見直します

4月から5月にかけて「農用地区域への編入」と「農用地区域からの除外」の申し出を受け付けます。

申し出は原則としてこの期間にしか受け付けませんので、忘れずに手続きをしてください。

推進する農業振興の

生産性の高い農業基盤や

活用と農業の近代化を計域を明らかにして、農地

の総合的計画 農地の有効

対象となる土地は、国有林や都めにもとても重要なものです。農村の環境整備などを進めるた

計画ってなに奥州農業振興地域整備

農業振興地域整備計画

衆の振興を行う地域整備計画(農振

農業

21= 広報 おうしゅう

総合支所農林担当課 ■問い合わせ 本庁問

·庁農政課、